

職員の休憩時間に関する要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令2. 7. 1

(休憩時間)

第1条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 午後0時15分から午後1時までとする。
- (2) 業務の性質その他の事由により、これにより難い職員の休憩時間は、別に定める。

(休憩時間の変更)

第2条 前条の規定に関わらず、所属長は、職員から次に掲げる休憩時間への変更の請求があった場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の休憩時間を当該請求に係る休憩時間とするものとする。

- (1) 総務課、経理課、施設管理課、建設企画課（住之江工場更新工事事務所含む）
 - (ア) 12時00分から12時45分
 - (イ) 12時15分から13時00分
 - (ウ) 12時30分から13時15分
- (2) 西淀、平野、東淀、鶴見、八尾、舞洲工場、北港事務所
 - (ア) 11時45分から12時30分
 - (イ) 12時00分から12時45分
 - (ウ) 12時15分から13時00分

(対象職員)

第3条 休憩時間の変更の請求ができる職員は次の各号のとおりとする。

- (1) 総務課、経理課、施設管理課（北港事務所含む）、建設企画課（住之江工場更新工事事務所含む）に勤務する職員
- (2) 西淀、平野、東淀、鶴見、八尾、舞洲工場に勤務する職員のうち、変則勤務作業に従事する職員以外の職員

(休憩時間の変更にかかる申請手続等)

第4条 職員は、第2条により休憩時間の変更を申し出る場合は、休憩時間変更

請求書により、休憩時間の変更を請求する一の期間（原則1月単位とする。複数月分の申請を行う場合は同一年度内で12か月分までを上限とする。）について、その初日（以下「休憩時間変更開始日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ第2条の請求を休憩時間変更開始日の原則2週間前までに所属長あて行うものとする。ただし、請求を行う時期については、特別な事情がある場合については、この限りではない。

2 前項の請求は、一の期間ごとに行うものとする。

（雑則）

第5条 休憩時間の前後に引き続いて休暇等を取得する場合については、この要綱による休憩時間の変更は取り消したものとみなす。

2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。